退会届

一般社団法人スマートフォン登録修理業協会 代表理事 殿

一般社団法人スマートフォン登録修理業協会会員規約第15条の1の規定に基づき、以下のとおり退会を届け出ます。

申込日 20 年 月 日

退会する事業者情報を記載して下さい。

返去 9 ②事業有情報を記載しているい。 	
会員種別	正会員 · 賛助会員
ふりがな	
事業者名 団体名	
電話番号	
ふりがな	役職
代表者名 個人名	即
ふりがな	
所在地住所	₸
退会理由	
※退会による年会費等の払い戻しはできません	
備考	